

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(県の責務)

第三条 県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、知事又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。

- 2 知事又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務及び別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第二にあっては同表の第四欄、別表第二にあっては同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則及び規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報保護評価に関する合議制の機関)

第五条 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第七条第四項の個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関は、福島県個人情報保護審査会とする。

2 前項の合議制の機関は、必要があると認めるときは、情報通信技術に関し専門的知識を有する者その他適当と認める者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
知事	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務であって規則で定めるもの
	二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの
	三 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの
	四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの
教育委員会	一 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの

	<p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直しへの支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p>
	<p>三 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p>
	<p>四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p>
	<p>五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第六条第一項の規定により知事が支給する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき知事が支給する高等学校等就学支援金に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる奨学給付金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p>

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	<p>一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>二 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給のため必要な情報であって規則で定めるもの</p>

教育委員会	<p>一 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの</p>
	<p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直しへの支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの</p>
	<p>三 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給のため必要な情報であって教育委員会規則で定めるもの</p>
	<p>四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの</p>
	<p>五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第六条第一項の規定により知事が支給する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき知事が支給する</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって教育委</p>

	高等学校等就学支援金に関する事務 で主務省令で定めるものに準ずる奨 学給付金の支給に係る事務であって 教育委員会規則で定めるもの	員会規則で定めるもの
--	---	------------

附 則（平成二七年条例第一一三号）

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第六七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二九年五月三〇日）

附 則（平成二九年条例第七七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第四八号）

この条例は、公布の日から施行する。